

3面	ふなばし地域包括ケアシステムの現場から～認知症カフェ～
4、5面	所得税、市民税・県民税の申告が始まります
6～11面	情報ひろば
12面	船橋の魅力発信！



発行/船橋市 編集/市長公室広報課  
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25  
☎047-436-2111(代) FAX 047-436-2769

ホームページ [www.city.funabashi.lg.jp/](http://www.city.funabashi.lg.jp/)  
携帯サイト [www.city.funabashi.lg.jp/mobile/](http://www.city.funabashi.lg.jp/mobile/)  
フェイスブック [www.facebook.com/funabashi.kouhouka](http://www.facebook.com/funabashi.kouhouka)

市のデータ  
人口 627,661人(14人減) 世帯 277,492(14増)  
男 313,458人 面積 85.62km<sup>2</sup>  
女 314,203人 (平成29年1月1日現在)※増減は前月比

**2～4月は詐欺被害が集中**

**船橋市民が狙われています！**

それ、もしかして  
**還付金詐欺**  
じゃないですか？

**市内の電話de詐欺被害**

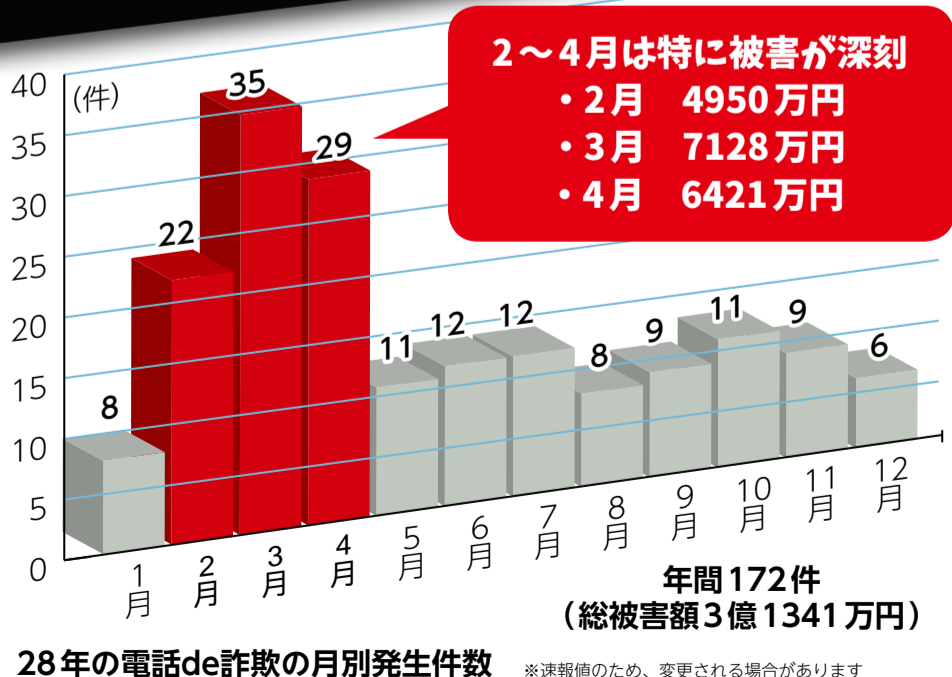
**3億1341万円 (県内2位)**

**県内ワースト1位の172件**

市内における電話de詐欺(振り込め詐欺等)の昨年の被害件数は172件と県内ワースト1位、被害額も3億1341万円で県内ワースト2位と深刻な状況です。こうした被害を防ぐうえで、有効な手段の一つがATMでの「声かけ」です。実際、市内で声かけ等によって詐欺を防いだケースは昨年140件を超えました。

一年の中でも2～4月は税の申告時期と重なり、還付金等詐欺の被害が集中する時期です。皆さんの声かけで、電話de詐欺の被害から一人でも多くの人を守りましょう。

☎市民安全推進課 ☎436-3110



**あなたの声かけで防げる被害があります。詳しくは2面をご覧ください**

## ATMでこんな人を見かけたら声かけを

言われてみれば何か変だったかも...

- 電話をしている
- 慌てている
- ATMの使い方がわからず困っている

**ポイント** 落ち着いてゆっくり考えてもらうだけで、詐欺だと気づきます

### おばあさんを救った“おせっかい”

福山理恵さん(市内在住)

去年の3月、ドラッグストアの無人ATMに並んでいると、80代くらいのおばあさんが携帯電話で「はい、入力しました」と話しながら操作をしていたので、これはおかしいと思い、声をかけました。「電話の相手は役所の人で、お金が返ってくる」という話だったので、還付金詐欺だと思いましたが、おばあさんはすっかり信じ切っていましたね。私が電話を代わると切られてしまったため、すぐに警察を呼びました。警察がたくさん来

てようやくおばあさんも騙されそうだったことに気づき、「還付金詐欺や振り込み詐欺のことは知っていたけれど、まさか自分が」と話していました。

私も自分に電話がかかってきたら騙されてしまうかもしれません。私のように声をかける“おせっかい”な人が増えて、地域でお年寄りを見守ってほしいと思います。



### 家族・地域で被害防止!

日頃のコミュニケーションが、いざというときに役立ちます。最近、両親や身内と話をしていないという人は、連絡を取り、近況だけでなく“詐欺の話”にも触れてみてください。また、ご近所や町会などに声かけや見守りをお願いしておくとうれしいです。

## オレオレ詐欺の手口

#### 親族を装う場合

オレだけ、カバンをなくした! すぐにお金が必要なんだ。会社の同僚が取りに行くから。

#### 弁護士を装う場合

息子さんが痴漢をしました。相手の女性は訴えろと言っています。すぐに示談金を用意してください。

#### 警察官や銀行員を装う場合

〇〇警察ですが、悪用されているあなたの口座を止めますので、今から何う銀行員にキャッシュカードを渡してください。

#### “劇場型”にも注意!

冷静な判断をさせないために、弁護士や警察官など複数の人物が次々と電話口でたまたみかけ、本当に事件が起きているかのように感じさせる“劇場型”という手口もあります。オレオレ詐欺の手口を知っているという人でも特に注意が必要です。



**ポイント** 電話でお金の話が出たら、まず詐欺だと疑ってください

### 官民一体で電話de詐欺の撲滅を

「船橋市電話de詐欺特別対策会議」を結成  
市では、市、県、船橋・船橋東警察署、市自治会連合協議会および市老人クラブ連合会で構成される「船橋市電話de詐欺特別対策会議」を1月16日に設置しました。

第1回の会議では、昨年被害が集中した2~4月の被害軽減を目指し、啓発活動やATMの巡回の強化など、各機関が連携する具体的な対策を決定。今後、この会議は月1回程度開催し、より効果的で実効性の高い電話de詐欺対策の実施を目指します。



各機関が一堂に会し、具体的な対策を協議しました

切り取って、電話機の前に貼って活用してください!



### その電話、詐欺じゃないですか?

以下の言葉が出たら、還付金等詐欺の可能性あり!

- ▶ 市役所ですが **還付金** がある
- ▶ **ATM** で手続きができる
- ▶ 手続きの期限が **今日まで**

「いったん、家族に確認します」と言って電話を切る!

**還付金は、ATMでは絶対に受け取ることができません!**

少しでも怪しいと思ったら、迷わずに相談しましょう!

船橋警察署 ☎ 435-0110 船橋東警察署 ☎ 467-0110  
電話de詐欺相談専用ダイヤル(無料) ☎ 0120-494-506  
市民安全推進課 ☎ 436-3110

問 市民安全推進課 ☎ 436・3110

だまさせない!

だまされたい!

# 被害を防ぐ2つのポイント

電話de詐欺には、「還付金等詐欺」や「オレオレ詐欺」などさまざまな種類があります。その手口はどれも巧妙で、警察官や金融機関を名乗る場合もあり、「自分は騙されない」と思っている人でも電話を受けると冷静な判断ができなくなり、騙されてしまうケースが多発しています。今号では、犯行の手口と被害に遭わない・遭わせないように注意するポイントを紹介しています。

## 第1回市議会定例会

☎ 議会事務局 ☎ 436-3022 FAX 436-3013

第1回市議会定例会は、2月17日(金)から開かれる予定です。会期や審議日程などは、2月14日(火)の議会運営委員会で決定されます。

〈請願・陳情〉2月16日(木)午後5時までに受理されたものが審議されます。

〈傍聴〉本会議は、所定の手続きを行い、傍聴できます。委員会は、委員長の許可を得て、傍聴できます。※受付時間・傍聴可能人数等、詳しくは、議会事務局にお問い合わせください

〈託児ルーム・手話通訳の利用〉傍聴の際、1歳から就学前までの児童は、託児ルームを利用できます。また、聴覚に障害のある人には手話通訳者を配置します。※いずれも、利用日の7日前までに要予約

☑ 船橋市議会ホームページ(<http://www.city.funabashi.lg.jp/assembly/index.html>)で、本会議および委員会の生中継・録画放送をするほか、審議日程などをお知らせしています。

地域包括  
ケアシステム  
推進講演会

## 地域で取り組む介護予防 「目指せ！健康寿命日本一!!」

☎ 地域包括ケアシステム推進室 ☎ 436-2354

市では、市民の皆さんが高齢になっても、いきいきと生活できる健康寿命日本一を目指しています。今回は地域における介護予防の取り組みについて、市民の皆さんと一緒に考えます。

第1部：講演「船橋市の目指す地域包括ケアシステム」について

市職員が講師となって同システムを分かりやすく解説します。

第2部：参加型グループトーク「テーマ：地域で取り組む介護予防」

地域の高齢者にボランティアで体操を教えている「ふなばしシルバーリハビリ体操指導士」の皆さんを囲んで、これからの船橋に必要な介護予防活動について参加者と一緒に話し合います。

☑ 第2部の前に「ふなばしシルバーリハビリ体操」のミニ体験を実施。

〈日時・会場〉○3月3日(金)→高根公民館 ○7日(火)→二和公民館 ○13日(月)→薬円台公民館/各午後2時～4時30分

〈定員〉各50人(多数は抽選)

〈申込み〉各開催日の1週間前までに、電話、ハガキ、ファックス、またはメールで、申込者の氏名、住所、電話番号、現在取り組んでいる介護予防活動の有無を同室(☎ 273-8501 ※住所不要 FAX 436-2409 Eメール [hokatsu-care@city.funabashi.lg.jp](mailto:hokatsu-care@city.funabashi.lg.jp))へ



▼母子父子寡婦福祉資金の貸付  
児童の就学支度資金・修学資金や母または父、寡婦の技能習得資金、事業開始資金、就職支度資金、転居資金などを、無利子または年1パーセントの利率で貸し付けします。

▼就労のための相談  
就労専門のカウンセラーが個別面接で現状や課題を把握し、「自立支援プログラム」等を策定します。  
一人ひとりの状況にあわせて、就職・転職活動を継続的にサポートします。

▼自立支援教育訓練給付金  
就職や転職に必要な技能を身につけたい人のために、資格取得講座や通信教育などの受講料の一部を支給します。

▼中学生に対する学習支援  
ひとり親家庭等の中学生を対象に、元教師や大学生等による学習指導や進学相談を市内4カ所で行っています。なお所得等による要件がありますので、詳しくは児童家庭課へお問い合わせください。

# ひとり親家庭の生活や就労を応援します

市では、ひとり親家庭の皆さんを対象に、生活や就労を応援するため、資金の貸し付け、個別の相談、資格取得のための給付金の支給等さまざまな支援を行っています。

☎ 児童家庭課 ☎ 436・2320

どの受講料の一部を支給します。

▼支給額 受講料の60パーセント(上限20万円)

▼高等職業訓練促進給付金  
看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するために、一年以上養成機関で修業する場合に訓練促進給付金を支給します。

▼高等学校卒業程度認定試験合格のための支援  
高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す人のために、対策講座の受講費用の一部を支給します。

▼支給額 受講修了時 受講料の20パーセント 合格時 受講料の40パーセント(合計上限15万円)



「地域包括ケアシステム」は住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けるまちをつくることです。このシステムには、住まい・予防・生活支援・介護・医療など多様なサービスが

含まれており、地域の中でもさまざまな取り組みが行われています。今回は認知症の人と家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集まり、交流する「認知症カフェ」を紹介します。

## 「認知症カフェ」

☎ 包括支援課 ☎ 436-2882

認知症カフェ(通称：オレンジカフェ)をぜひご利用ください

市では「認知症の人にやさしい船橋」を目指し、同カフェの開設を支援するため、昨年4月から立ち上げ時の補助金の交付やカフェ開催一覧表の作成などPRの支援を行っています。現在は市内15カ所(下表参照)の認知症カフェが支援制度を活用し、各地域で活動を実施しており、市は平成37年度までに市内100カ所の設置を目指します。

認知症の人とその家族にとって、家の外に出て、地域の人と交流することはとても大切です。ぜひお近くの認知症カフェにご参加ください。

はさまオレンジカフェ(飯山満町2)	☎ 496-5888
WANA オレンジカフェ(飯山満町2)	☎ 467-6111
ぎんもくせいカフェ(飯山満町3)	☎ 402-4062
オレンジcaféディアフレンドならしの(習志野1)	☎ 464-6800
オレンジカフェin三山(三山8)	☎ 429-8877
おしゃべりカフェフレンズ(習志野台7)	☎ 461-7671
ケアいらす習志野台(習志野台1)	☎ 464-1870
苗場オレンジカフェ(習志野台5)	☎ 496-0315
ハートデイCafé(前原東4)	☎ 403-5731
オレンジカフェふたわ(二和西5)	☎ 407-9501
めいとカフェ小室(小室町)	☎ 436-8211
すももcafé(金杉台1)	☎ 440-5767
おしゃべりカフェひだまりの家(芝山7)	☎ 461-7671
オレンジカフェなつみ(夏見4)	☎ 090-5509-5215
ポピンズカフェ(本中山4)	☎ 047-302-7001

※市のPR支援を希望した団体の一覧です

## カフェで話して、肩の荷を降ろしませんか

はさまオレンジカフェ実行委員会代表 諏訪洋一さん(二宮1)

認知症カフェ「はさまオレンジカフェ」は千葉病院の喫茶店を借りて、認知症の人と家族等が2カ月に1回、情報交換やおしゃべりなどをする場です。

このカフェを作ろうと思ったのは、私自身も認知症の母親を介護していたときに、同じ境遇の人と話をして、気持ちがとても楽になったことに加え、地区社会福祉協議会の活動に携わる中で、地域の中に認知症の人を介護する人がたくさんいることを肌で感じていたからです。

そこで、在宅介護支援センターのケアマネジャーから認知症カフェの話があり、昨年7月に地区社協、民生・児童委員、千葉病院が協力してこのカフェを立ち上げました。7月の初回は6人の参加でしたが、今年1月には21人と徐々に参加者は増えています。現在は認知症の人の家族と専門職の話し合いが中心ですが、今後は家族同士の交流



▲お茶を飲みながら、楽しく会話が弾みます(はさまオレンジカフェ)

をさらに深めていくことが目標です。

家族が認知症になると、皆さん隠そうとして外に出なくなり、徘徊などが始まると地域の見守りが必須となります。1人で頑張らず、早い段階から地域に出て一緒に交流しましょう。

# 2月15日(水)から 3月15日(水)まで

**確定申告書は  
税務署・市役所等で配布中**

▼税務署、市役所市民税課(2月15日からは11階大会議室)  
↓午前9時～午後5時※(土)(祝)を除く(税務署のみ2月19日(日)、26日(日)も配布)

▼船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)  
↓午前9時～午後8時※2月11日(祝)、12日(日)、25日(日)、26日(日)、3月11日(土)、12日(日)は午後5時まで

休業日↓2月4日(土)、5日(日)、18日(土)、19日(日)、3月4日(土)、5日(日)  
※各出張所・連絡所では配布していません  
※譲渡所得等の分離課税用の用紙は税務署のみで配布  
※税務署以外では申告書がなくなり次第、配布終了。国税庁ホームページで印刷した申告書等を使用できますのでご利用ください

**問い合わせ**

船橋税務署 ☎ 422-6511  
(〒273-8574 東船橋5-7-7)  
※駐車場はありません。公共交通機関のご利用を(JR総武線「東船橋駅」徒歩12分、京成本線「船橋競馬場駅」徒歩15分)

# 所得税、市民税・県民税の 申告が始まります

## 所得税

◆今号では復興特別所得税も併せて「所得税」と表記しています。

### ◆申告が必要な人

- ① 事業・不動産等の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- ② 給与収入が2000万円を超える人
- ③ 2力所以上から給与を受けている人で、一定の要件に当てはまる人
- ④ 1力所から給与を受けている人で、給与以外の所得が20万円を超える人
- ⑤ 同族会社の役員等で、その会社から、貸付金利息、賃料、使用料等の支払いを受けている人

### ◆公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金のほか、企業が退職者に支給する企業年金なども含む)の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。ただし、

### ◆申告書の記載漏れや誤りにご注意ください

還付を受けるための確定申告をするには、申告書の提出が不可欠です。また、確定申告をする必要がない場合でも、控除を受けるためには市民税・県民税の申告が必要です。

### ◆還付申告時に必要な書類が足りない

借入金等特別控除の必要書類(登記事項証明書、借入金等の年末残高等証明書、売買契約書の写し、計算明細書)などの不足

### ◆所得控除の適用が誤っている

配偶者、扶養親族の所得が年間38万円(給与収入103万円)を超える場合、配偶者控除や扶養控除は受けられません。また、合計

### ◆国税の納付について

所得が1000万円を超える場合、配偶者特別控除の適用はありません。

国税の納付は、便利な振替納税や電子納税をご利用ください。

納付書で納付される場合は、お近くの金融機関で納期限(所得税および贈与税は3月15日(水)、個人事業者の消費税・地方消費税は3月31日(金)までに納付してください。

**問い合わせ**

所得税 ↓  
船橋税務署 ☎ 422・6511  
市民税・県民税 ↓  
市役所市民税課 ☎ 436・2212

## 確定申告の受付・相談期間

- ◆所得税
    - …税務署⇨2月16日(木)～3月15日(水)
    - ※確定申告書作成会場は2月10日(金)から開設します
    - …市役所⇨2月15日(水)～21日(火)
  - ◆贈与税
    - …税務署⇨2月1日(水)～3月15日(水)
    - 【贈与税の申告が必要な人】
    - 平成28年中に合計金額が110万円を超える財産の贈与を受けた人
    - ※相続時精算課税を選択した人は110万円以下であっても申告が必要です
  - ◆個人事業者の消費税・地方消費税
    - …税務署⇨3月31日(金)まで
    - 【個人消費税および地方消費税の申告が必要な人】
    - 平成26年分の課税売上高が1000万円を超える事業者など
- いずれも(土)(日)(祝)を除く。船橋税務署のみ、2月19日、26日各(日)も相談と申告、用紙の配布を行います。



区分	日程	会場	時間	備考	
所得税	作成	2月10日(金)～3月15日(水) ※(土)(日)(祝)を除く	船橋税務署	9:00～17:00	2月19日、26日各(日)は開設
	税理士の無料相談(注)	2月7日(火)～10日(金)	市民文化創造館きらら(フェイスビル6階)		○所得が300万円以下の小規模納税者の相談 ○混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります
		2月13日(月)、14日(火)	高根台公民館	9:30～12:00 13:00～15:30	○譲渡所得、贈与税、新規に住宅借入金等特別控除を受ける場合は相談できません
		2月15日(水)～21日(火) ※(土)(日)を除く	市役所11階大会議室		
提出のみ	2月22日(水)～3月15日(水) ※(土)(日)を除く	市役所11階大会議室	9:30～12:00 13:00～16:00	○完成した申告書の提出のみ(申告相談は行いません) ○提出の際には、本人確認書類の写しを添付してください	

(注) 税理士の無料相談において、完成した申告書等の提出のみの受け付けはできません。直接税務署に提出(郵送可)してください

- 各会場への車での来場はご遠慮ください
- 申告期間中は電話がかかりにくくなりますのでご了承ください

## 市民税・県民税

所得税の確定申告をする人は、あらためて申告する必要はありません。申告が必要と思われる人には、用紙を発送しました。届かない人で申告が必要な人は、市民税課に請求してください。

### ▼申告が必要な人

- ① 29年1月1日現在、市内に居住し、前年中に所得があった人
- ② 29年1月1日現在、市外に居住しているが、市内に事務所や家屋敷を所有している人
- ③ 給与所得者で次のいずれかに該当する人
  - ・勤務先から市に、給与支払報告書が提出されていない
  - ・給与所得以外の所得金額が20万円以下で、確定申告の必要がない

### 問い合わせ

市民税課 ☎ 436-2212  
(〒273-8501 湊町2-10-25)

### 市民税・県民税申告の受付・相談期間、会場

区分	日程	会場	時間
市民税・県民税	2月15日(水)～3月15日(水) ※(土)(日)を除く	市役所11階 大会議室	9:30～12:00 13:00～16:00 (時間帯によっては 混み合っている場合があります)
	2月7日(火)、8日(水)	高根台公民館	
	2月9日(木)	習志野台公民館	
	2月10日(金)	東部公民館	
	2月14日(火)	薬台公民館	
	2月15日(水)	西部公民館	
	2月16日(木)	飯山満公民館	
	2月17日(金)	北部公民館	

※申告書は、市役所、各出張所、船橋駅前総合窓口センター(フェイビル5階)で配布しています。また、各公民館への来場は公共交通機関のご利用をお願いします  
※提出は郵送でも受け付けています。なお、郵送の場合は添付資料の返却を行っていません

④ 確定申告の必要がない人で、各種保険料や医療費、障害者などの控除を受ける人  
収入がない人でも所得の申告や証明書を必要とする場合があります

ますので、市民税・県民税の申告をおすすめします(国民健康保険料や介護保険料の算出、保育園の入所、公営住宅の手続きなど)。

### 所得税、市民税、県民税の申告に必要なもの

- 源泉徴収票など収入の分かるもの
- 事業・不動産所得がある人は、決算書または収支内訳書
- 生命保険料支払額等証明書(一般・個人年金・介護医療保険)
- 地震保険料控除等証明書
- 寄附金の受領証等※ふるさと納税のワンストップ特例を申請している人で、5団体を超える自治体へふるさと納税をした人
- 確定申告、市民税・県民税申告を行う人は、特例の対象外です。あらためて、寄附金控除の申告をしてください
- 医療費の領収書(医療費控除を受ける人のみ。なお、医療費のお知らせは、領収書には該当しません)
- 印鑑、黒ボールペン、電卓

### 社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書※28年中に納付した国民年金保険料は、社会保険料控除を受ける場合に控除証明書等が必要で、証明書等がない人はねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎ 0570-058-555(IP電話等からは ☎ 03-6700-1144)へお問い合わせください

○ 前年分の申告書等の控え  
○ 申告者名義の口座番号が分かるもの  
※ 印は所得税の申告・相談をするときのみ必要です

### ■ 支払った医療費等の金額は、事前に集計しておいてください。申告書にはマイナンバーの記載が必要です

28年分からの所得税、消費税(地方消費税)、贈与税、29年度市民

### 税・県民税の申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、次のいずれかの本人確認書類の原本の提示が必要となります。

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)
  - ② 通知カードなどの「番号確認書類」と運転免許証などの申告者本人を証明する「身元確認書類」
- ※ 市民税・県民税の申告では、顔写真がついていない身元確認書類の場合、2種類必要となります。詳細は市ホームページをご覧ください
- 郵送の場合は、  
① または②の写し(①の場合は、表面および裏面)を添付してください。e-Taxの場合、②は不要です。



### 確定申告書等は自宅のパソコンで作成できます!

☎ 船橋税務署 ☎ 422-6511

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。画面の案内に従って金額等を入力することで、税額などが自動計算され、申告書等を簡単に作成することができます。

- 所得税申告書、贈与税申告書、個人事業者の消費税・地方消費税申告書、青色申告決算書・収支内訳書の作成ができます。
- 税額が自動計算されますので大変便利です。
- 作成した申告書は、印刷して書面で提出ができます(確定申告書の提出は郵送でも受け付けています)。
- 電子証明書・ICカードリーダーをお持ちの人は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用してデータで送信できます。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。



### 財産債務調書および国外財産調書を提出してください

☎ 船橋税務署 ☎ 422-6511

所得税等の確定申告書を提出しなければならない人で、28年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ、28年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する人は、3月15日(水)までに「財産債務調書」の提出をお願いします。

また、28年12月31日において、価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する人も、3月15日(水)までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の人へ

☎ 国民健康保険課 ☎ 436-2395

### 収入がなかった人も市民税・県民税の申告を忘れずに

保険料は、前年の所得に基づいて算出します。また、70歳以上の人の、医療機関における医療費の一部負担割合なども、前年の所得に応じて決まります。

申告がないと保険料を正しく計算することができず、一部負担割合も判定できません。収入がなかった人、遺族・障害年金のみを受給している人も、市民税・県民税の申告をしてください。

### 28年分「納付確認書」を希望者に郵送します

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、確定申告等を行う際、社会保険料控除の対象となります。保険料の支払済み額を確認する際の参考として、28年中の支払保険料額が記載されている納付確認書を発行しています。申告の際に納付確認書の添付は義務づけられていませんが、必要な場合は郵送しますので、国民健康保険課までご連絡ください。なお、同課または船橋駅前総合窓口センターの同課窓口でも発行しています(出張所・連絡所では発行していません)。詳しくはお問い合わせください。※納付確認書は証明書ではありませんので、ご注意ください

### 源泉徴収有りの特定口座をお持ちの人へ

☎ 国民健康保険課 ☎ 436-2395・介護保険課 ☎ 436-2303

### 株式等の配当所得・譲渡益について

確定申告の必要はありませんが、還付等を受けるために申告することもできます。ただし、申告された配当所得等は、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等を算定する所得に含まれるため、保険料が増額になる場合がありますのでご注意ください。

### 29年度から

市民税・県民税、固定資産税の口座振替で全期一括納付ができるようになります

☎ 国税課 ☎ 436-2202

これまで市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税(償却資産含む)の口座振替は、各期別(4期)に分かれての納付でしたが、29年度から第1期の納期限日に全期分を一括で納付できるようになります。

### ▼口座振替依頼書の提出が必要で

固定資産税・都市計画税は2月22日(水)、市民税・県民税は3月31日(金)までに金融機関等に提出してください。

なお、第1期の納期限日に残高不足で引き落としできなかった場合、第2期以降は期別ごとの振替となり、次年度から再度一括納付となります。一括納付でも税額は変わりません。

〈受付方法〉現在口座振替の利用の有無にかかわらず、口座振替依頼書の提出が必要です。市役所税務課や市内の金融機関等で配布する同依頼書の「一括納付」欄に丸をしてください。

〈提出期限〉○固定資産税・都市計画税(償却資産含む) ↓ 2月22日(水) ○市民税・県民税(普通徴収) ↓ 3月31日(金)

〈受付場所〉○全国のゆうちょ銀行(郵便局) ○市内に本店または支店がある銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合・農業協同組合(一部を除く) ○税務課 ○船橋駅前総合窓口センター

〈必要なもの〉○市税の納税通知書 ○口座振替依頼書 ○利用している口座番号がわかるもの ○その口座の届出印

### マイナンバー通知の受け取りをしていない人はお急ぎください

返戻されたマイナンバー通知書類を戸籍住民課で渡しています。受け取っていない人は、早急にお受け取りください。受け取りに必要な書類は同課 ☎ 436-2265へお問い合わせを。











# 情報ひろば

## 船橋駅前総合窓口センター

(フェイスビル5階) ☎423-3411  
2月の休業日 2月4日(土)、5日(日)、18日(土)、19日(日)※自動交付機は休業日も次の時間利用できます⇒(土)午前9時～午後5時、(日)午前9時～正午  
■業務時間 (月)～(金)午前9時～午後8時  
・休業日以外の(土)(日)(祝)午前9時～午後5時

に贈呈した記念品購入券は、2月28日(火)を過ぎると利用できなくなります。お早めにご利用ください。

☎高齢者福祉課☎436-2349

## 国民年金保険料の現金・クレジットカード納付による2年前納が開始

これまでの口座振替に加えて、新たに現金・クレジットカード納付による29・30年度保険料の「2年前納申請の受け付け」が始まりました。2年前納を利用すると、毎月納付する場合に比べ、2年間で1万5000円程度の割引になります。申請方法等詳しくはお早めに船橋年金事務所☎424-8811へお問い合わせください。

## 災害時に自力での避難が難しい人へ



市では災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」の名簿を作成しています。本人の同意のうえ、住所・氏名・電話番号等を、市社会福祉協議会の「安心登録カード」事業と共有し、日頃からの見守りや災害時の声かけなどに活用しています。

対象となる人(在宅の人に限る)には、2月中旬ごろに「同意・不同意確認書」を送付しますので、提出してください。本

人の記入が困難な場合は、家族等のご協力をお願いします。

対象となる人○65歳以上の高齢者のみ世帯で要支援1・2、要介護1・2の認定を受けている ○要介護認定3以上 ○身体障害者手帳1・2級 ○療育手帳A判定以上 ○精神保健福祉手帳1級 ○難病患者(重症認定患者、人工呼吸器装着者) ○小児慢性特定疾病児童(人工呼吸器装着者) 情報提供・共有先警察、消防団、市社会福祉協議会 ☎地域福祉課☎436-2313 FAX 436-3315

## 若者対象の合同企業面談会

☎2月14日(火)午後1時30分～4時30分※当日自由参加 ☎船橋グランドホテル(本町7) 対20～30代の人 ☎県中小企業団体中央会☎043-306-3284

## 就職に役立つパソコン無料講座

☎3月7日(火)～9日(木)各午前9時30分～午後4時30分(全3回) ☎ふなばし地域若者サポートステーション 内ワード、エクセル、パワーポイントの基礎 対15～39歳で求職中の人 定先着20人 ☎3月2日(休)までに、同ステーション☎437-6003へ

## 四市複合事務組合議会の定例会

傍聴を希望する人はお問い合わせを。  
☎2月15日(水)午後2時30分～ ☎市役所9階第1会議室 ☎同組合事務局☎436-2772

## 地域公共交通活性化協議会の会議を開催

☎2月16日(木)午後3時～ ☎市役所9階第1会議室 内29年度予算(案)ほか 定当日先着15人※2時30分から傍聴証を交付 ☎道路計画課☎436-2055

## 消費者トラブル防止と成年後見制度の講演会・意見交換会

☎2月15日(水)午後1時30分～3時30分 ☎高根台公民館 定当日先着200人 ☎(一社)コスモス成年後見サポートセンター千葉支部・桑本☎468-8724へ

## 地域で築こう! 薬物乱用を許さない社会環境づくり

薬物乱用は自分一人の問題ではなく、家族や社会全体に大きな迷惑をかけてしまいます。薬物の危険性を正しく理解し、地域が一体となって薬物乱用を絶対に許さない社会環境をつくるのが大切です。  
☎保健所総務課☎409-3759

## お知らせ

### 確定申告でおむつ代の医療費控除を受ける人へ

領収書のほかに医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、おむつ代の医療費控除の申告が、継続して2年目以降の人で、介護保険の認定申請をしており、一定の条件に該当する場合には、証明書の代わりとなるものを発行しています。事前にお問い合わせください。  
☎介護保険課☎436-2302

### 2月10日(金)は児童手当の支給日です

28年10月分～29年1月分のうち認定された分の手当を支給します。ただし、支給資格の認定を受ける前の人や、現況届の提出による更新手続きが完了していない人には支給できません。お早めに不足書類などの提出をお願いします。なお、公務員の方は、勤務先から支給されます。  
☎児童家庭課☎436-2316

### 敬老記念品購入券の利用は2月28日(火)まで

28年中に77・88・99歳、100歳以上の年齢を迎えた人



## 4月1日から、ふなばし三番瀬海浜公園の体育施設の開園日、料金が変わります

☎ふなばし三番瀬海浜公園☎435-0828

4月1日以降、年末年始を除き、毎日利用できるようになります。また、料金は今まで平日と(土)(日)(祝)で異なり、すべての年齢層で同一でしたが、4月1日以降は、すべての日で同一で、年齢層によって異なる料金(右表)となります。

野球場 2時間(税込)		テニスコート 2時間(税込)	
一般	2500円	一般	1160円
学生	1320円	学生	580円
小・中学生	490円	小・中学生	380円

※市内在住・在勤・在学以外の方は5割増し。料金は利用時に支払い  
※市体育施設予約システムに事前登録のうえ、同システムでの予約が必要

相談名	日時	会場/問合せ	相談名	日時	会場/問合せ
税金	9日(休)、14日(火)、16日(木)各午前10時～正午、午後1時30分～3時30分	船橋商工会議所/税理士会船橋支部 ☎437-8686※要予約。毎月第3(休)は相続税関係限定	交通事故	9日、23日各(休)午前10時～正午、午後1時～3時	市民の声を聞く課☎436-2787※要予約
	(水)午前10時～正午、午後1時～3時	市役所2階税務相談室/税理士会船橋支部 ☎437-8686	身体障害者	3日(金)午前10時～午後3時	身体障害者福祉センター/障害福祉課 ☎436-2344 FAX 433-5566※電話相談可
行政への要望・苦情	2日、16日各(木)午後1時～4時	フェイス5階相談室/市民の声を聞く課☎436-2787		17日(金)午後1時～6時	フェイス5階相談室/身体障害者相談員・黒川 ☎437-4686※3日前までに要予約。電話相談可
生活(離婚・相続等)	①(月)～(金)午前9時30分～正午、午後1時～3時 ②11日(祝)午前9時～正午	①市民の声を聞く課※先着順 ②フェイス5階相談室※要予約/同課☎436-2787	知的障害者	24日(金)午前10時30分～午後4時	フェイス5階相談室/知的障害者相談員・藤澤 ☎466-1614※3日前までに要予約。電話相談可
人権・悩みごと	①9日～23日毎週(休)午後1時～4時 ②(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分	①フェイス5階相談室 ②千葉地方事務局船橋支局/同局☎431-3681	視覚障害者	10日(金)午前10時～午後4時	フェイス5階相談室/視覚障害者協会・山本☎465-4950※3日前までに要予約
行政書士(許可・相続等)	①2日(水) ②8日(水)各午後1時～4時	①フェイス5階相談室 ②市役所11階114会議室/行政書士会葛南支部☎468-3320	障害者の自立	午前10時～午後4時※日にちは要相談	身体障害者福祉センター/社会福祉法人・愛光 ☎043-424-2582※要予約。訪問可
法律(弁護士)	①(月)(火)(水)午前9時30分～正午、午後1時～2時50分 ②(木)午後4時30分～7時40分 ③3月4日(土)午前9時～午後0時10分	①市民の声を聞く課 ②③フェイス5階相談室/同課☎436-2787※いずれも要予約。詳しくはお問い合わせください。訴訟中、調停中、弁護士に依頼している案件は不可	障害年金	8日(水)午前10時～午後5時	フェイス5階相談室/船橋障害者自立生活センター ☎432-4554※前日までに要予約。電話相談可
60歳以上の法律(相続・成年後見等)	28日(火)午後1時30分～4時15分	高齢者等権利擁護センター(市福祉ビル3階) ☎431-7560※要予約。先着3人	障害年金	24日(金)午後1時30分～5時	フェイス5階相談室/NPO法人みんなサポートちば ☎043-301-2311※予約可
就職(子育て中の人)	(月)～(金)午前9時～午後5時30分	フェイス5階相談室/ハローワーク船橋マザーズコーナー ☎423-3097※予約可	オストメイト	22日(水)午前10時～午後4時	フェイス5階相談室/公益社団法人 日本オストミー協会千葉支部 ☎043-309-7571※前日までに要予約
ニート・ひきこもり等の悩み全般	①(火)～(土)午前9時～午後5時 ②5日(日)午前10時～午後5時	①ふなばし地域若者サポートステーション ②フェイス5階相談室/同ステーション ☎437-6003※要予約(保護者も可)	精神科医師による相談	7日(火)、8日(水)、16日(木)、24日(金)各午後1時30分～4時	保健福祉センター/保健所保健予防課 ☎409-2859※要予約
中小企業の経営	①16日(木) ②21日(火)各午後1時～4時	①船橋商工会議所/同会議所☎435-8211 ②市役所4階/商工振興課☎436-2475※いずれも要予約	医療安全(患者の声)	(月)～(金)午前9時～正午、午後1時～4時	保健福祉センター/医療安全支援センター ☎409-1640※原則、電話相談。面談は要予約
特許・実用新案・意匠登録	2日、16日各(木)午前10時～午後3時	船橋商工会議所☎435-8211※要予約	在宅医療・介護	(月)～(金)午前9時～午後5時	保健福祉センター1階/在宅医療支援拠点ふなばと ☎409-1736※電話相談可
社会保険労務士(労働相談)	10日、24日各(金)午後6時～8時	フェイス5階相談室/商工振興課 ☎436-2477※要予約	マンション管理	5日(日)午後1時～4時	フェイス5階相談室/住宅政策課☎436-2712※要予約
ひとり親家庭の生活・就労相談	①(月)～(金)午前9時～午後5時 ②(水)午前9時～午後4時 ③11日(祝)午後1時～5時、22日(水)午後5時30分～8時	①児童家庭課 ②母子・父子福祉センター ③フェイス5階相談室/同課 ☎436-2320※③は要予約	建築住宅	8日(水)午後5時～7時、11日(祝)、25日(土)、26日(日)各午後1時～4時	フェイス5階相談室/住宅政策課☎436-2712
消費生活	(月)～(金)、25日(土)各午前9時～午後4時	フェイス5階消費生活センター ☎423-3006※消費生活は電話相談可。多重債務は要予約	増改築	①14日 ②28日各(火)午前10時～午後3時	①市役所11階114会議室 ②フェイス5階/船橋増改築相談員協議会☎466-3831
多重債務	25日(土)午前10時～午後4時		中高層建築紛争	(水)～(金)午後1時～4時	宅地課☎436-2695※要予約
暮らしの家計	14日(火)午後0時30分～4時30分	フェイス5階相談室/消費生活センター ☎423-2852※要予約	男性の生き方	(月)午後7時～9時	相談専用☎423-0199※電話相談のみ/男女共同参画センター☎423-0757
不動産取引・測量・登記	7日、21日各(火)午後1時～4時	フェイス5階相談室/消費生活センター ☎423-2852	女性の生き方(カウンセリング)	(金)午前10時～午後4時、15日(水)午後4時30分～9時	男女共同参画センター ☎423-0757※要予約。電話相談可
市民活動	9日(水)午後1時～5時	市民活動サポートセンター/市民協働課 ☎436-3201※要予約	女性のための法律	①2日(休)午前9時30分～午後2時30分、22日(水)午後1時～5時 ②20日(月)午後4時～8時	①男女共同参画センター ②フェイス5階相談室/同センター ☎423-0757※いずれも要予約
			女性相談	(月)～(金)、25日(土)各午前9時～午後4時	女性相談室(児童家庭課) ☎431-8745※要予約。電話相談可
			家庭教育相談(子どものための)	①8日(水) ②21日(火)各午前10時～正午、午後1時～3時	①フェイス5階相談室 ②東部公民館/社会教育課 ☎436-2895※要予約。電話相談可
			外国人	(月)午前10時～午後4時	市役所11階114会議室/国際交流室 ☎436-2083※電話相談☎436-2953

## 陸上自衛隊習志野演習場 2月の訓練予定(変更の場合あり)

○ヘリコプター離発着⇒6日(月)～10日(金)、13日(月)～17日(金)、27日(月)、28日(火) ○落下傘降下⇒2日(木)、3日(金)、8日(水)～10日(金)、13日(月)～17日(金)、19日(日)～24日(金)、26日(日)～28日(火) ○火薬⇒1日(水)～28日(火)/各午前7時～午後9時 ☎第1空挺団広報班☎466-2141(内線206)

# 船橋の魅力発信!

各分野で活躍するさまざまな人・団体と、良質な産品、歴史や文化、イベントなど、活気あふれる船橋の魅力をご紹介します

## チーム創設6年目で悲願の初タイトルを獲得

# ジェッツが「天皇杯」を制覇!



### 〈ホームタウン船橋にビッグなプレゼント〉

1月9日、バスケットボール日本一を決める「天皇杯全日本総合バスケットボール選手権大会」の決勝が国立代々木競技場第一体育館で行われ、船橋をホームタウンとする千葉ジェッツは、川崎ブレイブサンダースを88-66で下し、優勝の栄冠に輝きました。ジェッツにとって、創設以来、待望の初のタイトル獲得になります。また、同大会のベスト5（優秀選手）には、ジェッツからキャプテンの小野龍猛選手、富樫勇樹選手、タイラー・ストーン選手の3人が選出されました。



▲大活躍を見せ、チーム躍進の要となった富樫選手

優勝の興奮冷めやらぬ1月11日、ジェッツの選手・ヘッドコーチ、島田

慎二球団代表が松戸徹市長を訪問しました。大野篤史ヘッドコーチが、「目標に向かってチームが団結し、ぶれずに戦えたのが優勝につながったと思います。応援してくださる市民やブースターの皆さんには本当に感謝しています」と優勝の喜びを報告すると、市長は「市制80周年を迎えるホームタウン船橋の62万市民の皆さんにとって、最高のプレゼントになりました」と応えました。



▲左から大野ヘッドコーチ、石井講祐選手、島田球団代表、市長、小野選手、原修太選手

ジェッツはBリーグでもチーム新記録の13連勝を達成するなど、快進撃を続けています。Bリーグ初の王者を目指して、市民一丸となって応援しましょう!

## セ・リーグ新人王を獲得！ 阪神タイガース 高山俊選手に 船橋市特別功労表彰

1月6日、市は昨年の日本野球機構セントラル・リーグで「最優秀新人(新人王)」に輝いた、阪神タイガース高山俊選手(飯山満小・七林中出身)に対し、「船橋市特別功労表彰」を授与しました。これは、その活躍によって広く市民に希望と感動をあたえてくれたことを称えるもので、スポーツ選手に同表彰を行うのは初めてのことです。



▲松戸徹船橋市長(左)から表彰を受けた高山選手(右)

高山選手は、飯山満小の1年生の頃から、市内の学童野球チーム「ホワイトビーストロング」で野球を始め、6年生で全国大会に出場。七林中時代は、シニアリーグ「船橋中央シニア」に所属して活躍しました。日本大学第三高等学校では夏の甲子園を制覇し、明治大学では東京六大学リーグの歴代最多安打記録を48年ぶりに更新するなど、輝かしい野球人生を歩み、27年のドラフト1位で阪神タイガースに入団。プロ1年目の28年に134試合に出場し、打率2割7分5厘、136安打、8本塁打、65打点を記録しました。安打数の球団新人記録を塗り替えるなどの大活躍により、圧倒的な支持を集めてセ・リーグ新人王を獲得しました。

高山選手は、「生まれ育った船橋でこのような表彰をいただくことができ光栄です。野球の土台ができたのは、船橋で過ごすことができたからです。このことが、今の自分につながっています。船橋から一人でも多くの野球選手が出るよう、できる限りの貢献をしていきたいです」と語ってくれました。



▲1試合3本以上の安打を放つ「猛打賞」は13回で、新人の記録では長嶋茂雄氏に次ぐ歴代2位

### 地域で愛されるお店を発掘!

## 「ふなばしお店グランプリ」受賞店舗が決定

問 商工振興課 ☎436-2472、船橋商工会議所 ☎435-8211

地域の皆さんに愛される魅力的なお店を発掘し、商店街の賑わいにつなげる「ふなばしお店グランプリ」。今回、独自の魅力を持つ44店舗から応募があり、審査の結果、下記のとおりグランプリと準グランプリが決定しました。今後市では、船橋商工会議所と一体となって、受賞店の積極的なPRをしていきます。みなさんぜひ足を運んでください。



▲1月17日に表彰式を行いました

### 商品・サービス部門 グランプリ

#### 御菓子司 扇屋

松が丘4-23-1  
☎465-6716

季節を彩る和菓子はもちろん、船橋にちなんだお菓子も数多く取りそろえています。さらに、徹底した従業員育成により、店員はいつも明るく、お客様が気持ちよく買い物できるおもてなしをしています。



### 店舗デザイン部門 グランプリ

#### 菓子工房 アントレ

海神6-8-2  
☎434-8353

建物自体をお菓子のギフトボックスに見立て、アルミで制作したりぼんをかけてあり一目で洋菓子店とわかります。また、看板商品のロールケーキの中で、買い物することをイメージした店内など、さまざまなこだわりでお店に来るワクワク感を生み出しています。



### 準グランプリに輝いた店舗

部門	店名	所在地・問合せ
商品・サービス	海藻専門店 たまも	八木が谷1-40-1 ☎448-8331
	珈琲豆のおおつか	前原西2-13-13 ☎455-4750
	FELIZA (美容院)	本町4-44-25 ☎426-1177
	街のピザ屋 コンパレ・コマーレ	湊町2-5-19 ☎406-3719
店舗デザイン	割烹旅館 玉川	湊町2-6-25 ☎431-3234
	シュガーシャック(洋菓子店)	東船橋1-23-13 ☎424-2100
	つるや伊藤(染物・旗幕・祭り用品等)	本町4-31-25 ☎424-2277
	フラワースタジオ 我蘭堂(花屋)	松が丘1-11-1 ☎461-1550

各店舗の詳細は、市ホームページで紹介しています。